

寄付者の皆様へ

税制上の寄附金控除

地方公共団体への寄附は、地方税法により税制上の優遇を受けることができます。

地方公共団体に寄附した場合の住民税の寄附金控除は、これまで10万円を超える寄附が対象でしたが、「ふるさと納税制度」の創設(地方税法の改正)により、寄附金のうち5千円を超える部分について、あなたがお住まいの自治体に納める住民税等の一定限度額()まで翌年度の個人住民税が税額控除(軽減)されます。控除の額は、所得や寄附金の額に応じて変動します。

()控除の対象となる寄附金の額は、地方公共団体以外に対する寄附金と合わせて、年間総所得金額の30%が限度となります。

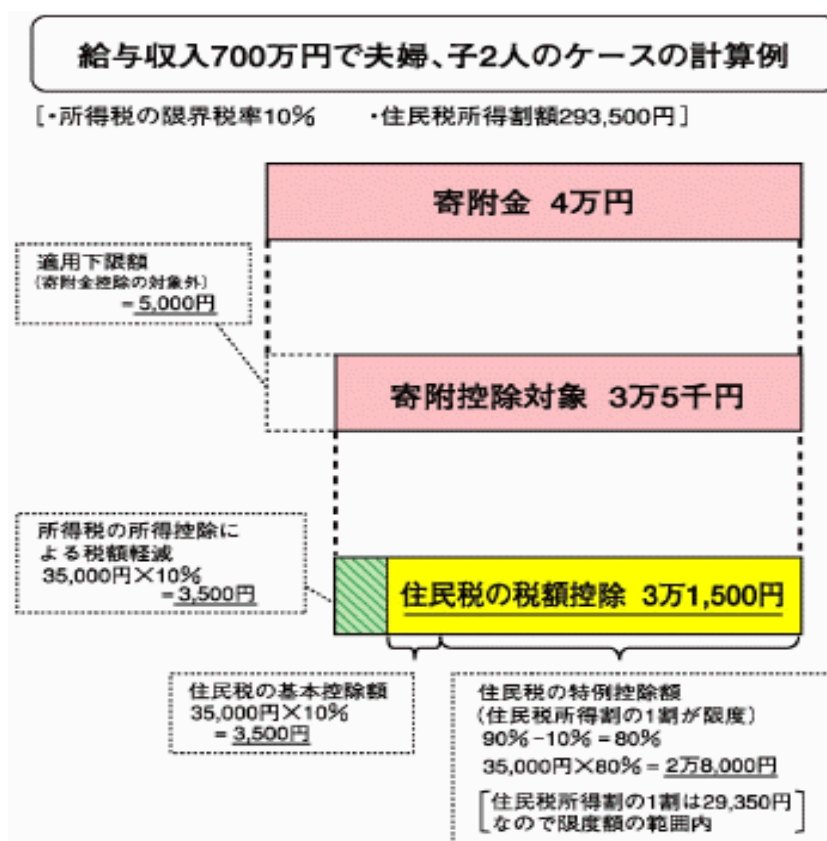
寄附金控除の手続

毎年1月1日から12月31日までに行った寄附について、翌年の定められた申告期限内に、住所地の所轄の税務署で所得税の確定申告を行ってください。なお、所得税の確定申告を要しない方にとっては、寄附金を支払った年の翌年の1月1日現在お住まいの市区町村役場税務担当課で住民税の寄附金税額控除の申告を行ってください。

いずれの場合も申告書に「寄附証明書」を添付することが必要となります。

【寄附金控除額計算のイメージ】

年収が700万円、住民税の所得割額が29万円で夫婦と子どもが2人の世帯のAさんが4万円を本巢市に寄附する場合



【税控除に係るお問合せ】
本巢市総務部税務課
TEL 0581-34-5022